

# 會告

## フレーベル會規則

一、會員諸君にして本會々費御納附下さる  
節は必ず直接本會あて若しくは東京御在住の方は便宜左記の諸君へ御渡し下されても宜しく候。

野口ゆか

森島みね 小關せい 佐々木さ 林ふみ

松村ひさ

### 一、雑誌第九號及第十號

は東京市内の會員に限り東京配達會社に依託して配達致させ候處、往々

不着の向のある様承知致し候に付き本號より凡べて

郵便にて配達致す事に改め候。尙右不着の諸君へ

は調査の上早速郵便にて配達致したる次第に候へども

若し尚未着の方も有之候は御一報下され度く茲に本

會雑誌部は右の粗漏を謝し候。

之節は必らず表袋に本會宛名を御記し下

されたく候。然らざれば往々取り紛れて折角の得意を

空しくする事有之候。

一、本會雑誌部へ新刊書籍雜誌等御送附

寄書其他本會に關する一切の事は必らず

てに御申込み下されなく單に雑誌のみ御購

讀を望まる、方は發賣所へ御申し込み下され

なく候從來往々取り紛れ候爲め困難を來し候間爲念申しあげ置き候

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 フレーベル會

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルナ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ萬志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ醵出スベシ

第五條 令聞名呈アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ、

一 總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育參考品幼兒成績物展覽 會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス

二 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス

三 組合會 會員中特に或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

四 雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

五 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一人 會務ヲ總理ス

二 幹事 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

三 評議員 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

四 第八條 會長ハ會員中ヨリ推舉ヘルモノトス

五 第九條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス

六 第十條 但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

七 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

八 第十二條 主幹ハ會長ノ特選トス

九 第十三條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルベシ